具体的かつ詳細な随意契約理由について

様式8

No.	案　件　名　称	種目	契約の相手方	契約金額 （税込）	契約日	根拠法令	随意契約理由 （随意契約理由番号）	WTO
1	令和8年度京橋駅周辺の拠点整備にかかる検討調査業務委託	都市計画及び地方計画	ジェイアール西日本コンサルタンツ・日建設計・日建設計総合研究所共同企業体	16,720,000	令和8年7月23日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	－
2	令和8年度 大阪駅周辺地域におけるまちづくり検討調査業務委託	都市計画及び地方計画	日建設計・日建設計総合研究所共同企業体	15,290,000	令和8年8月25日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	－
3	令和8年度　淡路駅エリア・十三駅エリアのまちづくり方針に関する検討調査業務委託	都市計画及び地方計画	（株）日本設計　関西支社	14,960,000	令和8年8月28日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	－
4	令和8年度　自動運転の社会実装に向けた実行計画検討業務委託	情報処理 各種施策研究・調査	「令和8年度　自動運転の社会実装に向けた実行計画検討業務委託」先進モビリティ株式会社・株式会社みずほ銀行共同提案体	5,962,000	令和8年9月25日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	－

様式９

No. 1

随意契約理由書

１　案件名称

令和８年度京橋駅周辺の拠点整備にかかる検討調査業務委託

２　契約の相手方

ジェイアール西日本コンサルタンツ・日建設計・日建設計総合研究所共同企業体

３　随意契約理由

都市基盤整備に関する検討においては、京橋駅周辺地域の現状・特徴を把握したうえで、民間都市開発や連続立体交差事業、イノベーション拠点形成等、他のプロジェクトの状況を踏まえながら、あるべき空間を検討し、都市計画の変更手続きに進む必要があり、高度な分析能力とその分析結果を用いて必要性・実現性を整理し、３Ｄモデルの作成も活用しながら、関係者と合意形成をするための企画力が求められる。

また、国際的なイノベーション拠点形成に向けた検討においては、イノベーション地区の実現に向けて、京橋駅周辺地域の現状・特徴を把握したうえで、イノベーションを起こしやすい空間形成や仕組み・仕掛けのほか、地区形成の方策やロードマップの提案について、先行事例を参考に京橋駅周辺ならではの取組みを求めるものであり、当該提案に沿ったイベントの企画と共に、高度な提案力が求められる。

以上のことから、京橋駅周辺地域における現状や課題、他のプロジェクトの状況などを踏まえ、基盤整備に向けた手続きやイノベーション地区としてのポテンシャル等を理解した上で、業務の実施手法の提案を受け、学識経験者等で構成する選定会議において事業の趣旨に照らし、最も優れた提案を行った事業者を選定する方法でなければ、本事業の目的を達成することができないため、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定する。

４　根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の２　第１項第２号

５　担当部署

計画調整局開発調整部開発計画課（電話番号 06 - 6208 - 7894）

No. 2

随意契約理由書

1　案件名称

令和８年度 大阪駅周辺地域におけるまちづくり検討調査業務委託

2　契約の相手方

日建設計・日建設計総合研究所共同企業体

3　随意契約理由

本業務において、大阪駅周辺地域を対象に都市再生の推進に向けた検討業務を実施するにあたっては、回遊性向上の取組や都市基盤整備事例等、他都市の取組事例に関する幅広い知見が求められるとともに、地区内におけるまちづくりの検討内容を踏まえたうえで、図表や会議資料等の作成が求められることから、都市建設に関する高度な専門知識を踏まえて行う必要がある。

加えて、地区内の交通流動変化に関する分析や、通路・広場等の都市基盤整備における事業スキームの検討や整備効果の整理を行う必要があり、高度な分析能力・企画力が求められる。

以上のことから、大阪駅周辺地域における現状や課題、地域の特性等を理解したうえで、業務の実施手法の提案を受け、学識経験者等で構成する選定会議において事業の趣旨に照らし、最も優れた提案を行った事業者を選定する方法でなければ、本事業の目的を達成することができないため、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定する。

4　根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の２　第１項第２号

5　担当部署

計画調整局開発調整部開発計画課（電話番号 06 - 6208 - 7886）

No. 3

随意契約理由書

1　案件名称

令和８年度　淡路駅エリア・十三駅エリアのまちづくり方針に関する検討調査業務委託

2　契約の相手方

株式会社日本設計　関西支社

3　随意契約理由

本業務では、淡路駅エリアおよび十三駅エリアのまちづくりを進めるうえで、良好な民間都市開発の誘導を図るために、各種プロジェクトの具体化に向けて、導入すべき都市機能の検討を深度化させるとともに、それに合わせた基盤整備等に関する概略的な検討を行い、エリア計画の更新を見据えた調査検討を行うものである。あわせて、まちづくりの PR 手法に関する過年度の検討を踏まえ、PR の展開に向けた補助を行うものである。

各エリアの導入機能の検討では、新大阪・淡路・十三における機能の役割分担を踏まえながら、淡路駅エリア、十三駅エリアの特徴を理解したうえで、各エリアに導入すべき都市機能の施設規模や誘導方策について検討するものであり、他の事例との比較や有識者への意見聴取および関係者との調整を行いながら、定型的ではない内容を検討していく必要がある。

また、淡路駅エリアにおける基盤整備の検討では、柴島浄水場開発用地において新たに整備する道路や交通結節施設について、淡路駅エリア計画において示されている交通ネットワークの形成に関する考え方を踏まえつつ、導入機能の検討との整合を図りながら、歩行者および車両の動線や広場等の配置について検討していく必要がある。

以上から、本業務を遂行するにあたっては、都市開発や都市交通といった幅広くかつ専門的な知識及び優れた企画・調整能力や、計画的な業務の実施能力など、業務に対する実施体制、実施方針等を考慮することを必要とし、競争入札に適さないことから、公募型プロポーザル方式により委託業者の選定を行う。

4　根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の２　第１項第２号

5　担当部署

計画調整局計画部都市計画課（電話番号 06 - 6208 - 7874）

No. 4

随意契約理由書

１　案件名称

令和８年度　自動運転の社会実装に向けた実行計画検討業務委託

２　契約の相手方

「令和８年度　自動運転の社会実装に向けた実行計画検討業務委託」先進モビリティ株式会社・株式会社みずほ銀行共同提案体

３　随意契約理由

本業務は、令和７年度に実施した万博での自動運転バス運行で得られた知見を踏まえつつ、高速道路を活用した自動運転の今後の社会実装に向けた実行計画の検討を行うものである。

国内の自動運転に関する事例調査では、単に事例を収集するだけでなく、都市高速を活用してベイエリアを結ぶ事例を含め、当該計画の検討に資する事例を適切に選定し、候補となる運行ルートの選定やインフラ整備、実証実験のステップ、レベル４の許認可、商用運行等、実行計画の作成に必要となる観点で整理する必要がある。

また、実行計画（案）の検討や運行事業者の提案、リスクポイントの整理においては、ベイエリアの開発状況や淀川左岸線の整備状況を踏まえ、自動運転が担う役割の整理や社会実装に向けたスケジュールの整理、官民等の役割分担の整理、事業効果の内容の具体的な想定及び試算、運行事業者の抽出・整理、運行ルートのリスクポイント抽出といった各種項目を相互に整合を図りつつ取りまとめる必要がある。これらは一つの検討結果が他の検討条件に影響するなど相互に関連しており、定型的でない内容を検討していく必要がある。

以上から、業者の選定にあたっては、自動運転に関する幅広く専門的な知識、調査・分析の方法論、計画案を実現性ある形で整理する企画力、限られた期間で確実に成果物を取りまとめる業務実施体制・工程管理能力等を総合的に評価する必要があることから、競争入札に適さないと考えられるため、公募型プロポーザル方式により委託業者の選定を行う。

４　根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の２　第１項第２号

５　担当部署

計画調整局計画部都市計画課（電話番号 06 - 6208 - 7874）